

令和 5 年度第 4 回

定例理事会資料

日本 K-sports 連盟
理 事 会

理 事 会 次 第

1. 開会
2. 議長選出及び書記任命
3. 理事会成立宣言
4. 日本 K-sports 連盟会長挨拶
5. 議事
6. 報告
7. 議事及び報告終了
8. 閉会

今を変える、未来へ挑む。

議 案 第 1 号	2024（令和 6）年度年間予定について		
書類区分：甲 種 第 3 類	提出日：令和 6 年 3 月 1 0 日	連 盟 本 部	

1. 2024（令和 6）年度年間予定について

下記のとおり実施を予定する。

予定月日	概 要	担 当 部 署
5 月・6 月	不正打撃防止強化月間	審判委員会 規律・裁定委員会
7 月	第 3 回全国夏季 K-sports 競技大会	大会組織委員会
同上	令和 6 年度第 5 回定例理事会	連盟理事会
8 月	全国高等学校・中学校 K-sports 競技大会	大会組織委員会
同上	夏の職員・競技役員採用強化月間	総務委員会人事部
10 月	K-sports 強化月間	広報委員会
令和 6 年 1 月 1 日	第 4 回新年フェスティバル K-sports 競技大会	大会組織委員会
2 月～3 月 18 日	サイバーセキュリティ強化月間	情報システム委員会
3 月	第 4 回全国春季 K-sports 競技大会	大会組織委員会
同上	春の職員・競技役員採用強化月間	総務委員会人事部

新型コロナウイルス感染症感染拡大等，社会情勢により変更になる場合がある。

以 上

議 案 第 2 号		理事会における今年度活動報告及び次年度活動計画	
書類区分：甲 種 第 3 類		提出日：令和6年3月10日	理 事 会

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟理事会今年度活動報告は、次の通りである。

- ・ 2023 年 7 月 令和 5 年度定例理事会の開催
- ・ 2024 年 3 月 令和 5 年度定例理事会の開催

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟審判委員会次年度活動計画は、次の通りである。

- ・ 定例理事会の開催
- ・ 臨時委員会の開催
- ・ 理事会の広報活動

但し、上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議 案 第 3 号	特別委員会における今年度活動報告及び次年度活動計画	
書類区分：甲 種 第 3 類	提出日：令和6年3月10日	新型コロナウイルス感染症対策委員会 第 三 者 委 員 会

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟特別委員会における今年度活動報告は、次の通りである。

〈新型コロナウイルス感染症対策委員会〉

- ・ガイドライン廃止に関する関連会議の開催
- ・競技大会における AD コントロールの実施

〈第三者委員会〉

- ・特別委員会のため活動なし

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟特別委員会次年度活動計画は、次の通りである。

〈新型コロナウイルス感染症対策委員会〉

- ・競技大会における AD コントロールの実施

〈第三者委員会〉

- ・規則に定められた場合に開催される会議の実施・運営

但し、上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議 案 第 4 号		審判委員会における今年度活動報告及び次年度活動計画	
書類区分：甲 種 第 3 類		提出日：令和6年3月10日	審 判 委 員 会

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟審判委員会今年度活動報告は、次の通りである。

- ・ 2023 年 4 月 競技役員の募集を実施
- ・ 2024 年 1 月 1 日 新年フェスティバル競技大会における審判活動
- ・ 2024 年 3 月 16 日 全国春季 K-sports 競技大会における審判活動
- ・ 審判活動に伴う事務及び棄権届等受理に関すること

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟審判委員会次年度活動計画は、次の通りである。

- ・ 全国夏季 K-sports 競技大会における審判活動
- ・ 新年フェスティバル競技大会における審判活動
- ・ 全国春季 K-sports 競技大会における審判活動
- ・ 競技役員育成のための講習会の開催

上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議 案 第 5 号	情報システム委員会における今年度活動報告及び次年度活動計画	
書類区分：甲 種 第 3 類	提出日：令和6年3月18日	情報システム委員会

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟情報システム委員会今年度活動報告は、次の通りである。

- ・ 2023 年 3 月 総務委員会と合同で本連盟職員採用ページ作成
- ・ 2023 年 11 月 電子申請システムのリニューアル
- ・ 2023 年 12 月 公式 HP における SSL 化推進事業に伴う HP 改変作業
- ・ 2024 年 1 月 1 日 新年フェスティバル競技大会における VAR 装置の運用・監督
- ・ 2024 年 2 月 公式 HP における URL 変更
- ・ 2024 年 3 月 16 日 全国春季 K-sports 競技大会における VAR 装置の運用・監督

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟情報システム委員会次年度活動計画は、次の通りである。

- ・ 全国夏季 K-sports 競技大会における VAR 装置の運用
- ・ 新年フェスティバル競技大会における VAR 装置の運用
- ・ 全国春季 K-sports 競技大会における VAR 装置の運用
- ・ VAR 装置利用のための講習会の開催
- ・ 各種イベント特設サイトの作成・運用
- ・ 本連盟公式 HP の管理及び運営
- ・ 本連盟 ICT 化の運用

上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議 案 第 6 号			広報委員会における今年度活動報告及び次年度活動計画		
書類区分：甲 種 第 3 類		提出日：令和6年3月19日		広 報 委 員 会	

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟広報委員会今年度活動報告は、次の通りである。

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いた広報活動
- ・ 広報委員会公式 HP の運営
- ・ オリジナルグッズの販売
- ・ LINE スタンプの販売

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟広報委員会次年度活動計画は、次の通りである。

- ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いた広報活動
- ・ 広報委員会公式 HP の運営
- ・ オリジナルグッズの販売
- ・ LINE スタンプの販売

上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議 案 第 7 号	大会組織委員会における今年度活動報告及び次年度活動計画		
書類区分：甲 種 第 3 類	提出日：令和6年3月10日	大 会 組 織 委 員 会	

1. 今年度活動報告

日本 K-sports 連盟大会組織委員会今年度活動報告は、次の通りである。

- ・ 2024 年 1 月 1 日 新年フェスティバル競技大会における企画運営
- ・ 2024 年 3 月 16 日 全国春季 K-sports 競技大会における企画運営

2. 次年度活動計画

日本 K-sports 連盟広報委員会次年度活動計画は、次の通りである。

- ・ 新年フェスティバル競技大会における企画運営
- ・ 全国春季 K-sports 競技大会における企画運営

上記記入内容に変更が加わる可能性がある。

以 上

議案第8号 外部評議委員会設置の件		
書類区分：甲種第2類	提出日：令和6年3月6日	連盟本部

1. 外部評議委員会設置について

外部評議委員会設置及びそれに伴う規則を、下記の通り新たに制定する。

外部評議委員会に関する規則

日本 K-sports 連盟

(趣旨)

第1条 この規則は、日本 K-sports 連盟外部評議委員会（以下「外部評議委員会」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 外部評議委員会に委員長を置き、日本 K-sports 連盟会長の任命によって定める。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、外部評議委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する評議員がその職務を代理する。

(構成)

第3条 外部評議委員会は、次の各号に掲げる評議員で構成する。

(1) 委員長

(2) 常任委員会委員長

(3) 副会長

(4) 日本 K-sports 連盟職員ではない者で、かつ、委員長が有識者であると認める者

(5) その他委員長が必要だと認める者

2 日本 K-sports 連盟理事長及び理事、事務長は評議員となることができない。

(審議事項等)

第4条 外部評議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 競技規則に係る事項

(2) 運営方針に関する事項

(3) 常任委員会及び特別委員会の設置及び廃止並びに重要な変更に関する事項

(4) 理事会における人事に係る事項

(5) 競技大会における重要な事項

(6) 常任委員会による評議申立に関する事項

(議長)

第5条 外部評議委員会に議長を置き、委員長をもって充てる。

2 議長は、外部評議委員会を主宰する。

(招集)

第6条 外部評議委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、評議員総数の5分の1以上共同して書面により要求があったときは、外部評議委員会を招集しなければならない。

(開会)

第7条 外部評議委員会は、評議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

(議決)

- 第 8 条 外部評議委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長又は 2 名以上の評議員が議題の表決に関し 3 分の 2 の多数決によることを提議し、出席評議員の過半数の賛成があるときは、表決は出席評議員の 3 分の 2 の多数決によることができる。

(専門部及び特別委員会)

- 第 9 条 外部評議委員会に、必要に応じ、専門部及び特別委員会を置くことができる。

(評議員以外の者の出席)

- 第 10 条 議長が必要と認めたときは、評議員の了承を得て、評議員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 2 日本 K-sports 連盟所属職員（役員及び理事を含む、以下同じ。）及び競技役員は、前項による出席要求があった場合は、これに応じなければならない。

(評議結果)

- 第 11 条 外部評議委員会による評議結果は、様式第 1 に記入し、担当委員会及び理事会に提出しなければならない。
- 2 評議結果の種類は、次の各号に定める。
- (1) 勧告
 - (2) 要改善
 - (3) 意見
 - (4) 通知
- 3 評議結果には、理由を付さなければならない。
- 4 評議結果に不服がある場合は、通知を受け取った日から起算して 7 日以内に異議申立をすることができる。

(雑則)

- 第 12 条 外部評議委員会に関する事務は、総務委員会において処理する。
- 第 13 条 この規程に定めるもののほか、外部評議委員会の議事の運営その他必要な事項は、外部評議委員会が定める。

(改廃)

- 第 14 条 この規則の改廃は、外部評議委員会の決議により行う。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
-

以 上

議 案 第 9 号	日本 K-sports 連盟主催競技大会等における感染拡大防止ガイドラインの廃止に関する事		
書類区分：甲 種 第 2 類	提出日：令和 6 年 3 月 10 日	新型コロナウイルス感染症対策委員会	

1. 日本 K-sports 連盟主催競技大会等における感染拡大防止ガイドラインの概要

別紙のとおり

2. ガイドライン廃止について

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）については，感染症法の規定における第 5 類に位置付けられたため，これに伴い当該規則を廃止する。

以 上

報 告 第 1 号	新年フェスティバル K-sports 競技大会開催について	
書類区分：乙 種 第 6 類	提出日：令和6年3月10日	大会組織委員会 審判委員会

1. 新年フェスティバル K-sports 競技大会開催について

別紙のとおり開催した。

以 上

報 告 第 2 号		全国春季 K-sports 競技大会開催について	
書類区分：乙 種 第 6 類		提出日：令和 6 年 3 月 10 日	大 会 組 織 委 員 会 審 判 委 員 会

1. 全国春季 K-sports 競技大会開催について

別紙のとおり開催した。

以 上